

大洲土木事務所では、河川堤防の点検を行うため、2年に1回程度、堤防点検に必要な範囲の草刈を行います。

また、道路の安全を確保するため、年に1回程度、県管理道路の草刈を行っております。

愛媛県では、資源の有効活用や環境保全の観点から、刈草のリサイクル（再利用）を推進しており、令和3年度も希望者への刈草の提供を実施いたしますので、畑や果樹園の敷き草、堆肥の原料、畜産用の飼料等として、ぜひご活用下さい。



道路に草が繁茂すると・・・
・見通しが悪く危険
・道路幅が減少する

草刈



草刈により、
・見通しが良くなる
・本来の道路幅を確保



河川に草が繁茂すると・・・
・適切に堤防点検できない

草刈が必要



敷き草として



堆肥の原料として



飼料として

“刈草は、
有効な資源
です。”

提供する方法

■草刈実施各所の仮置き場に取りに来て頂き、その場で提供いたします。

提供する期間

■河川堤防：7月～9月上旬の予定
■道路：7月～9月上旬の予定

注意事項

■刈草の運搬は原則として希望者にてお願いします。
■刈草はそのままの状態を提供いたします。
■先着順となりますので、刈草がなくなり次第終了となります。

お問い合わせ先

大洲土木事務所（TEL 0893-24-5121）
河川港湾課河川港湾グループ 内線280
道路課道路第二グループ（補修担当） 内線318